

那 福 ち 第 1331 号
令和 6 年 3 月 15 日

居宅介護支援事業所 各位

那 覇 市 福 祉 部
ちゃーがんじゅう課
(公 印 省 略)

介護予防支援事業所指定申請について（依頼）

時下益々のご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素より、介護保険事業へのご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

これまで、本市では那覇市介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防ケアマネジメント等について、18 か所の那覇市地域包括支援センターへ委託し高齢者福祉の充実に努めており、居宅介護支援事業者の皆様には、要支援者が必要なサービスを受け、自立した生活を継続できるよう、地域包括支援センターから介護予防支援業務を受託いただき感謝申し上げます。

今回の介護保険法の一部改正に伴い、令和 6 年 4 月から要支援者に行う介護予防支援（第 1 号介護予防支援を除く※1 注意事項）について、地域包括支援センターに加えて、居宅介護支援事業者も市町村からの指定を受けて実施できることとなります。その際、指定を受けた居宅介護支援事業者は、地域包括支援センターと連携を図りながら実施することとなっており、ご理解とご協力の程宜しくお願い申し上げます。（※別紙参照）

指定を受けていただくための手順につきましては、以下 QR コードや URL よりホームページをご参照いただきますようお願いいたします。



URL <https://www.city.naha.okinawa.jp/fukusi/koureisya/fukusi/jigyousya/sienjigyousya/siteikaigokakusinse.html>

（那覇市トップページ＞福祉・健康＞高齢者福祉＞事業者の皆様へ＞居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援事業者の皆様へ＞介護保険サービス事業者の各種申請・届出について）

正式な通知が出た時点で、順次掲載いたしますので、ご了承ください。

引き続き、介護予防ケアマネジメントの一部委託につきましても、ご協力の程宜しくお願い申し上げます。

＜お問い合わせ＞

那覇市 福祉部 ちゃーがんじゅう課

電話：098-862-9010

居宅支援事業者が担当する対象に関する問い合わせ：包括支援グループ

申請に関するお問い合わせ：施設グループ

※1 注意事項

介護予防支援事業所の指定を受けた場合であっても、介護予防ケアマネジメント（日常生活支援・総合事業のみ利用する利用者のケアマネジメント業務）は実施できません。

なお、地域包括支援センターからの委託を受けている場合は実施可能です。

	サービス (例)	ケアマネジメント 費	ケアマネ (R6年3月まで)	ケアマネ (R6年4月から)
事業対象者	事業のみ	介護予防ケアマ ネジメント費	地域包括支援センター (指定居宅支援事業者へ一部 委託可能)	地域包括支援センター (指定居宅支援事業者へ一部 委託可能)
要支援 1・2	事業のみ			
	給付＋事業	介護予防給付費		・地域包括支援センター ・ <u>指定介護予防支援事業者</u> (<u>指定居宅介護支援事業者</u>)

※別紙

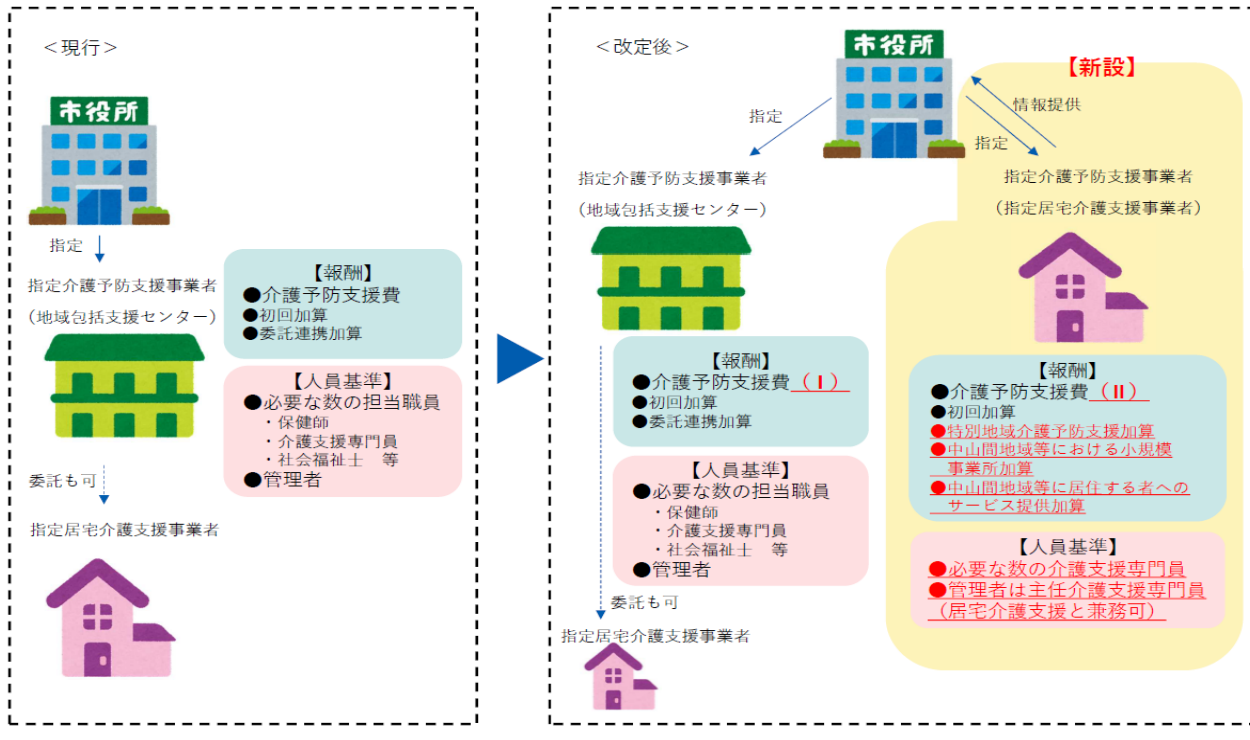
1.(1)② 居宅介護支援事業者が市町村から指定を受けて介護予防支援を行う場合の取扱い①

概要	【介護予防支援】
○ 令和6年4月から居宅介護支援事業者も市町村からの指定を受けて介護予防支援を実施できるようになることから、以下の見直しを行う。 ア 市町村長に対し、介護予防サービス計画の実施状況等に関して情報提供することを運営基準上義務付けることに伴う手間やコストについて評価する新たな区分を設ける。【省令改正】【告示改正】 イ 以下のとおり運営基準の見直しを行う。【省令改正】 ⅰ 居宅介護支援事業所が現在の体制を維持したまま円滑に指定を受けられるよう、居宅介護支援事業者が指定を受ける場合の人員の配置については、介護支援専門員のみでの配置で事業を実施することを可能とする。 ⅱ また、管理者を主任介護支援専門員とするとともに、管理者が他の事業所の職務に従事する場合（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合であって、その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がないときに限る。）には兼務を可能とする。 ウ 居宅介護支援と同様に、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算及び中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算の対象とする。【告示改正】	

単位数・算定要件等	
<現行> 介護予防支援費 438単位 なし <改定後> 介護予防支援費 (Ⅰ) 442単位 ※地域包括支援センターのみ 介護予防支援費 (Ⅱ) 472単位 (新設) ※指定居宅介護支援事業者のみ なし ▶ 特別地域介護予防支援加算 所定単位数の15%を加算 (新設) ※ 別に厚生労働大臣が定める地域に所在 なし ▶ 中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位数の10%を加算 (新設) ※ 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合 なし ▶ 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の5%を加算 (新設) ※ 別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、指定介護予防支援を行った場合	

介護予防支援費
(Ⅱ)のみ

1. (1) ② 居宅介護支援事業者が市町村から指定を受けて介護予防支援を行う場合の取扱い②



「社会保障審議会 介護給付費分科会（第 239 回）令和 6 年 1 月 22 日 参考資料 1 令和 6 年度介護報酬改定における改定事項について」より

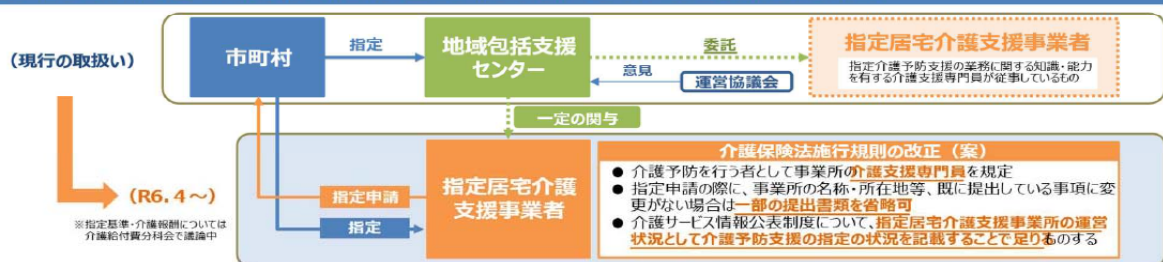
(参考資料 2)

介護予防支援の指定対象の拡大(介護保険法施行規則の改正)

「介護保険制度の見直しに関する意見」(令和 4 年 12 月 20 日 社会保障審議会 介護保険部会)

○ こうした地域包括支援センターの業務負担軽減を進めるに当たり、保険給付として行う介護予防支援について、地域包括支援センターが地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設であることを踏まえ、介護予防支援の実施状況の把握を含め、地域包括支援センターの一定の関与を担保した上で、居宅介護支援事業所に介護予防支援の指定対象を拡大することが適当である。

1. 指定居宅介護支援事業者が、介護予防支援の指定を受けて実施する場合の所要の手続き等



2. 指定介護予防支援事業者に対する地域包括支援センターの一定の関与



「全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議（令和 6 年 3 月）」より